

第33回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第33回定例会

令和4年12月27日

開会 13時30分

閉会 14時30分

出席委員
(13名)

会長 依田繁二	14 齊藤敏彦
2 深井佳人	17 小野澤文利
5 関一夫	推進 射手誠司
6 小林澄男	推進 佐藤邦利
7 小山孝幸	推進 関泰秀
8 青木茂良	推進 杉田修司
12 宮下通	

※新型コロナウイルス感染症により人数を制限したことによる
欠席者 10 成山喜枝 13 大塚賢 15 関敏夫
16 小宮山信幸 18 笹平民男 推進 荻原清一

欠席委員

1 荻原勝夫 3 武井誠 11 柳澤峰晴

議事録署名委員

2 深井佳人 5 関一夫

出席職員
(6名)

農業委員会事務局
事務局長 小林 幸司
事務局次長 小宮山 真二
事務局 小林 誠司
事務局 佐藤 一弥
事務局 小野澤 正輝
事務局 黒澤 しほ
事務局 伊藤 世志子

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について

※ 会場 勤労者会館 大会議室

事務局

ご苦勞様です。令和4年度第33回定例総会を開催します。新型コロナウイルス感染症により、人数を絞っての開催とさせていただきます。本日の欠席者は荻原委員、武井委員、柳澤委員です。会長、挨拶をお願いします。

会長

皆さんこんにちは、今年も残すところ4日となりました。年末年始の準備でお忙しいところかと思いますが、今年最後の定例総会になります。ご審議よろしくをお願いします。12月の農業委員会関連会議は12月4日に国会議員との懇談会、16日は巨峰王国まつり反省会、19日は青年等就農計画認定委員会が開催され2人の審査を実施しました。20日は役員会、21日は上小農業青年クラブ主催で、新規就農者激励会が上田市で開催されました。新規就農者の就農状況は、東御市では令和2年以降8名が就農されていて上小全体で29名が就農されている報告がありました。〇〇さんが、農家として生きていく決意を、〇〇さんは長ネギの長期出荷の取り組みを課題として発表され、就農者の先輩として着実に事業展開していると感じました。また、本日午後6時から人・農地プランで5地区の地域農地集約プランを作成していただきました内容を前進させるため、北御牧地区で担い手の皆様との懇談会を予定しています。地域ごとに作成した目標地図を農家の意向に沿った農地集約等が重要かと思います。1年を振り返って人・農地プランの推進が思うように進まなかったと思います。それでは議事に入ります。

議長（会長）

本日の議事録署名委員は、2番深井佳人委員、3番関一夫委員をお願いします。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。
番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。譲受人は申請地南に隣接する圃場で耕作を行っており、取得後は大豆を栽培する予定です。隣接する圃場もこれまで適切に管理されていることから問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲受人はこれまでも申請地を借用し薬用人参を栽培していましたが、今回正式に5年間の賃貸借契約を結ぶものです。譲受人の自宅から35分の距離にあります。これまでも適切に管理されていることから問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、外2筆、図面は3ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲渡人、譲受人ともに〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地は現在竹林になっていますが、復旧後、サツマイモを栽培する予定です。申請地は譲受人の自宅の北側に隣接しており問題ないと判断しました。

番号4、番号5、については関連するため併せて説明します。〇〇、外1筆、図面は4ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇と〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。取得後はワイン用ブドウを栽培する予定です。申請地は譲受人のワイナリーの西側に隣接しており問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして小林委員より説明をお願いします。

小林委員 場所は〇〇にある農地です。譲受人の〇〇さんは〇〇の方で申請地と〇〇さんの農地と繋がっています。譲渡人の〇〇さんは、〇〇の方で高齢ということで譲り渡すことにしたそうです。申請地では大豆を栽培するそうです。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件につきまして、関委員より説明をお願いします。

関泰秀委員 よろしくお願いします。申請地は〇〇の農地で、朝鮮人参小屋が建っています。譲受人は〇〇の〇〇さんで、父親の代から朝鮮人参を栽培しています。譲渡人は〇〇の〇〇さんです。父親から相続した農地で10月20日に相続の手続きが完了したということで、賃借権契約を5年間行うことになったそうです。ご審議よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので、私から質問させていただきます。賃借権5年という事ですが、追加で説明をお願いします。

事務局 3条申請にあたり、申請者には利用権設定での賃借についても話をしましたが賃借権契約を結びたいということでしたので、3条申請を行うことになりました。

議長（会長） ありがとうございます。

（全員挙手） それでは採決にはいります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件につきまして、関委員より説明をお願いします。

関泰秀委員 よろしく申し上げます。場所は〇〇の畑です。地目は畑ですが竹林状態です。譲受人は〇〇さんです。譲渡人は〇〇さんです。譲受人の〇〇さんは農協職員で定年後、経営規模を拡大したいということと、〇〇さんの自宅に竹林が迫ってきているということもあって〇〇さんと話をして今回の申請になりました。畑に戻したらサツマイモを栽培するそうです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4、番号5の案件につきまして、深井委員より説明をお願いします。

深井委員 4番、5番の説明をします。場所は〇〇にあります。譲渡人は〇〇さん、〇〇さんです。譲受人は〇〇さんです。〇〇さんについて説明します。2009年にワインを作りたいという事で、東御市に移住してきました。ブドウの苗が成長するまでフランス、ドイツ、国内で研修をしていました。2014年〇〇を開業しました。1割は海外に輸出しています。経営規模を拡大したいという事で今回の申請になりました。意欲的な方で頑張っています。ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4、番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号5案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
番号1、〇〇、図面は5ページをご覧ください。〇〇にある農地です。通路・倉庫・庭敷地の申請です。追認案件です。申請者は〇〇の方で、現在申請地の隣接地に住んでいますが、祖父の代から通路・倉庫・庭として使用しており、今回自己所有地を調査した結果、転用されていない事が判明したため、顛末書を付して申請になりました。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長(会長) ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして深井委員より説明をお願いします。

深井委員 説明します。申請者は〇〇さんで、昭和20年頃から住んでいて、隣の土地を通路、倉庫、庭として使用していました。今回倉庫を改修するにあたり農地のままだったことがわかりました。顛末書を付しての申請になりました。よろしくお願いします。

議長(会長) ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。
番号1、〇〇、外2筆、使用貸借権設定、図面は7ページ、8ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人共に〇〇の方で親子です。譲受人は現在、隣接地に親子で同居していますが、手狭なため、申請地を譲り受け住宅を建設するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号2、〇〇、所有権移転、図面は9ページ、10ページをご覧ください

い。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は、隣接地に居住しておりますが、出入口が狭く危険なため、申請地を譲り受け通路及び家庭菜園敷地とするもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号3、番号4と関連があるため、一括の説明とします。〇〇、〇〇、所有権移転、図面は11ページ、12ページ、13ページをご覧ください。〇〇にある農地です。工場敷地の申請です。追認案件です。譲受人は〇〇の木材加工販売業者で、譲渡人は3番4番共に〇〇の方です。譲受人は現在、申請地の隣接地で営業していますが、今回定期借地契約の更新に伴い、転用がされていない事が判明したため、顛末書を付して申請になりました。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして小林委員より説明をお願いします。

小林委員 場所は〇〇になります。譲渡人は〇〇の〇〇さん、〇〇さんで、譲受人は〇〇の〇〇さん、〇〇さんで親子です。手狭になったため申請地に住宅を建築したいということです。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件につきまして、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員 よろしく申し上げます。資料は9ページ、10ページをご覧ください。場所は〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇に住んでいる〇〇さんで、譲受人は〇〇の〇〇さんです。〇〇さんの住宅が道路から入った場所にあり、道が狭いため危険でした。隣接する〇〇さんの農地を譲ってもらい通路と家庭菜園にしたいということです。〇〇さんは〇〇に住んでいて耕作はできないということで求めに応じたということです。特段問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につ

きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3、番号4の案件につきまして、小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 お願いします。申請地につきましては、資料11ページ、12ページ、13ページになります。場所は〇〇になります。譲渡人は〇〇の〇〇さんと〇〇の〇〇さんです。譲受人は〇〇の木材加工販売業の〇〇です。既に工場敷地の一部として利用していました。今回借地契約の更新で転用されていないことが判明したということです。顛末書を付しての申請となりました。隣接する〇〇さん、〇〇さんには承諾をいただいているとのことです。特段問題はないかと考えられますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長(会長) ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3、番号4、の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第4号議案、農用地利用集積計画12月分について説明します。

事務局 第4号議案、農用地利用集積計画12月分について説明します。資料の4ページから5ページが通常の利用権設定です。24件、43筆、合計40,571平方メートルです。資料の6ページが所有権移転です。3件、4筆、合計6,852平方メートルです。資料の7ページが中間管理機構を使った利用権設定です。12件、19筆、合計24,523平方メートルです。全体の合計は39件、66筆、合計71,946平方メートルです。

議長(会長) ありがとうございます。第4号議案、農地利用集積計画12月分についてご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第7回農業経営改善計画認定審査会について事務局より説明をお願いします。

事務局

第7回農業経営改善計画認定審査会について説明します。今回1件で新規の申請になります。〇〇さんで、ブドウ農家になります。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型は現状、目標ともに果樹です。農業経営の現状及びその改善に関する目標の年間所得について現状は令和3年〇〇万円、目標は〇〇万円です。年間労働時間は現状6,600時間、目標は2,000時間となっています。主たる従事者は3人から1人です。両親が高齢ということで減っています。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標の生産として、ブドウで現状は作付け面積〇〇アール、目標は〇〇アールとなっています。農用地及び農業生産施設ですが、農用地の経営面積を〇〇アールから〇〇アール借入地を増やして規模拡大したいそうです。農業生産施設ですが現状、目標と同じで集荷、選果、出荷場を〇棟、ビニールハウスを〇棟で合計〇〇平方メートルとなっています。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置として、現状集荷、選果、出荷場のところが手狭で効率的な集出荷に支障が出ているということで、施設の更新をしていきたいということです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置ですが、個人贈答用の発送管理がアナログ管理になってることで、販売管理ソフト、それから独自の様式の導入により、発送業務の効率化を図りたいということです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は高齢化が進んでるということで若手の従業員の採用を進める予定だそうです。その他として生産資材価格上昇分を価格に転嫁をしていくということで、個人贈答用のブドウを価格改定して、売り上げの上昇につなげるということです。現時点でシャインマスカット〇〇円、巨峰〇〇円、欧州〇〇円で販売をしているということです。経営の構成につきましては、3人ですが先ほども話しましたが、両親が高齢ということで少しずつ時間が取れなくなってくるので常時雇用を5年間の中で調整しながら増やしていくという目標を掲げています。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画ですが、集荷・選果・出荷場〇棟、生産用ブドウ棚〇〇、販売管理用ソフトウェア〇個の取得計画を掲げています。収支計画書になりますが、シャインマスカットを増やして収入を確保していきたいそうです。以上になります。

議長(会長)

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員

〇〇さんについて説明します。〇〇さんは県の果樹試験場に勤務してましたので、栽培については経験豊富な方かと思います。両親が高齢ということで一人で頑張っている状況です。顧客販売先につきましては、〇〇件ほどいるそうです。欧州系のブドウを20数種類栽培しています。世界のブドウというキャッチフレーズをつけて観光農園をやっていたということです。現在は休園していますがコロナが落ち着けばまたやりたいそうです。全部で30種類近くあります。私も食べさせてもらいましたが、いろいろな味を食することができました。栽培技術等については研究しながらやっていて、意欲的に取り組んでいます。〇〇の中心的存在になっていくと思います。以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。ただいまの案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので第7回農業経営改善計画認定審査会を終了します。

以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました。

議事録署名人_____

(※直筆をお願いします)